

項目	全国の状況	堺市の状況	堺市における現在の支援取組
住居	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所出所時に帰住先がない者の割合 20.7% (H28) ・更生保護施設数 103施設、自立準備ホーム登録数 352 ・更生保護施設及び自立準備ホームにおいて、一時的に居住場所を確保した者の数 11,132人 (H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪刑務所出所時に帰住先がない者の割合 30.2% (H28) ・更生保護施設数 1、自立準備ホーム 3 ・更生保護施設及び自立準備ホームにおいて、一時的に居住場所を確保した者の数 56人 (H28) 	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録住宅確保要配慮者(更生保護対象者を含む)の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行う。
就労	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯者のうち再犯時に無職の割合 62.3% (H28) ・保護観察終了時に無職である者の人数及び割合 6,864人 22.1% (H28) ・刑務所出所者等就労支援者のうち、就職した者の数、割合 2,214人 64.3% (H28) ・協力雇用主数及び実際に雇用している協力雇用主数、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数 18,555社、774社、1,204人 (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察終了時に無職である者の人数及び割合 56人 16.4% (H28) ・刑務所出所者等就労支援者のうち、就職した者の数、割合 26人 43.3% (H28) ・協力雇用主数及び実際に雇用している協力雇用主数、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数 105社、4社、4人 (H30、3.31現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ①堺市生活困窮者自立相談支援事業の実施 生活困窮者自立相談支援事業として、生活困窮状態にある方の自立を支えるための相談窓口として“堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」”を開設し、生活困窮状態にある方に対し、できるだけ早期に困窮状態からの脱却を図るため、ご本人の状態にあった支援計画の作成を行い、関係機関と連携しながら生活相談や就労支援等を行う。 ②就職困難者のための地域就労支援センター事業 働く意欲・希望がありながら、様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる就職困難者等を支援するため、公益財団法人堺市就労支援協会に対し堺市地域就労支援センターの運営を委託し、就労に関する情報の提供や相談を行っている。
福祉サービスの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・刑法犯検挙者数のうち、65歳以上の高齢者数及び検挙者数(少年を除く)に占める割合 46,977人、20.8% (H28) ・65歳以上の高齢者の2年以内の再入所率 23.2% (H27) ・特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 704人 (H28) ・覚せい剤取締法違反による2年以内再入所率 19.2% (H27) ・薬物事犯保護観察対象者のうち、保健、医療機関等による治療を受けた者の数及びその割合 333人 4% (H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内の刑法犯検挙者数のうち、65歳以上の高齢者数及び検挙者数(少年を除く)に占める割合 3,111人、21.4% (H29) ・大阪刑務所における特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 19人 (H28) ・大阪刑務所受刑者のうち、覚せい剤事犯者の割合 39.0% (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ①堺市障害者地域移行体制整備事業 触法障害者を含め、障害者の地域生活への移行に必要な体制整備のため、地域移行コーディネーターを配置し、研修系や説明会の実施等の普及啓発や関係機関との調整を行う。 ②薬物依存症専門相談 違法薬物(覚せい剤、麻薬など)の依存症で悩む市民の相談に応じ、治療回復プログラム等を実施する。
非行の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・少年の2年以内の再入所率の割合 11.0% (H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内の刑法犯検挙人員における少年の数及び割合 2,448人、14.4% (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒の非行の未然防止 警察における非行少年に対する支援。性的逸脱などのぐ犯・触法行為のある子どもで、警察からの通告に応じて、児童福祉司指導やその子どもの家族のための家族教室を実施。 ②スクールカウンセラー配置事業 学校に臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒の不登校や問題行動に対する対応や学校における教育相談体制の充実。 ③スクールソーシャルワーカー活用事業 学校園だけでは対応が困難な、いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境(家庭環境等)に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを派遣し、課題の解決を図る。
民間ボランティア支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司数及び保護司充足率 47,939人 91.3% (H28) ・「社会を明るくする運動」参加人数 2,833,914人 (H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司数及び保護司充足率 339人 85.5% (H29) ・「社会を明るくする運動」参加人数 400人 (H29) 	

※統計データ出典：法務省犯罪白書、大阪府警犯罪統計、大阪刑務所、大阪保護観察所、堺市保護司会連絡協議会提供データ